新

### 高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱

# (趣旨)

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。 以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県犯罪被害者等支援事 業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し<del>、</del>必要な事項を定めるも のとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
- (1)犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内 において行われた次に掲げる罪に当たる行為(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含み、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為</u>を除く。)をいう。

ア 人の生命又は身体を害する罪

イ アに掲げる罪に該当するものを除く性犯罪

- (2) 犯罪被害者 犯罪行為により害を被った者
- (3) 犯罪被害者等 犯罪被害者又はその遺族をいう。
- (4) 性犯罪 刑法第 176 条から第 179 条までの罪、<u>同法</u>第 181 条の罪及び<u>同</u> 法第 241 条の罪並びにこれらの罪(同法第 176 条及び第 178 条第 1 項の罪

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。 以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県犯罪被害者等支援事 業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるも のとする。

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
- (1)犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内 において行われた次に掲げる罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45 号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せら れない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられ ない行為を除く。)をいう。

ア 人の生命又は身体を害する罪

イ アに掲げる罪に該当するものを除く性犯罪

- (2) 犯罪被害者 犯罪行為により害を被った者
- (3) 犯罪被害者等 犯罪被害者又はその遺族をいう。
- (4) 性犯罪 刑法第176条から第179条までの罪、第181条の罪及び第241 条の罪並びにこれらの罪(第176条及び第178条第1項の罪を除く。)の

を除く。) の未遂罪をいう。

- (5) 犯罪被害 警察に被害届が受理されている犯罪行為による被害であって 次のいずれかに該当するもの(被害届を警察に提出することが困難である と認められる場合を除き、被害届が受理されているものに限る。)をいう。 ア 第1号アに掲げる罪に当たる行為による死亡又は重傷病 イ 第1号イに掲げる罪に当たる行為による被害
- (6) 重傷病 犯罪被害のうち、負傷又は疾病(精神的な疾病を含む。)の 場合であって、その治療に要する期間が1月以上かつ通算3日以上の入院 (精神的な疾病は3日以上の労務不能)であることが医師により診断され たものをいう。
- (7)遺族 死亡した犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出はないが、事実上婚姻関係と同等の事情にあった者を含む。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。
- (8) 再提訴 犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し 損害賠償を命じる確定判決を有しているにもかかわらず、加害者から損害 賠償金の支払を受けることなく時効消滅が迫っている場合において、消滅 時効完成前に再度損害賠償請求訴訟を提起することをいう。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、高知県 犯罪被害者等支援条例(令和2年高知県条例第3号。以下「条例」という。) で使用する用語の例による。

(第3条~第5条 省略)

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)

未遂罪をいう。

- (5) 犯罪被害 警察に被害届が受理されている犯罪行為による被害であって 次のいずれかに該当するもの(被害届を警察に提出することが困難である と認められる場合を除き、被害届が受理されているものに限る。)をいう。
  - ア 第1号アに掲げる罪に当たる行為による死亡又は重傷病
  - イ 第1号イに掲げる罪に当たる行為による被害
- (6) 重傷病 犯罪被害のうち、負傷又は疾病(精神的な疾病を含む。)の 場合であって、その治療に要する期間が1月以上かつ通算3日以上の入院 (精神的な疾病は3日以上の労務不能)であることが医師により診断され たものをいう。
- (7)遺族 死亡した犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出はないが、事実上婚姻関係と同等の事情にあった者を含む。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。
- (8) 再提訴 犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害 賠償を命じる確定判決を有しているにもかかわらず、加害者から損害賠償 金の支払を受けることなく時効消滅が迫っている場合において、消滅時効 完成前に再度損害賠償請求訴訟を提起することをいう。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、高知県 犯罪被害者等支援条例(令和2年高知県条例第3号。以下「条例」という。) で使用する用語の例による。

(第3条~第5条 省略)

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)

は、あらかじめ知事が別に定める犯罪被害者等支援団体における事前確認を 受けた上で、補助対象事業ごとに別記第1号様式による高知県犯罪被害者等 支援事業費補助金交付申請書を知事が別に定める期日までに知事に提出し なければならない。ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により 当該補助金の申請ができない場合は、申請者の法定代理人が申請することが できるものとする。

2 申請を受理した日が、当該年度の3月1日以降の場合は、翌年度に当事業 が予算措置された場合に限るとの条件を付して、翌年度に申請されたものとし て受理するものとする。

# (第7条~第13条 省略)

(補助金の額の確定)

- の内容を審査し、支払うべき金額を確定し、当該申請者に通知するものとす る。ただし、確定した補助金の額が第10条第1項により通知した交付決定 額(第7条第1号の規定による承認をした場合は、その承認した額)と同額 である場合は、この限りでない。
- 2 知事は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にそ の額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返 環を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、 期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間 に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとす る。

は、あらかじめ知事が別に定める犯罪被害者等支援団体における事前確認を 受けたうえで、補助対象事業ごとに別記第1号様式による高知県犯罪被害者 等支援事業費補助金交付申請書を知事が別に定める期日までに知事に提出 しなければならない。ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情によ り当該補助金の申請ができない場合は、申請者の法定代理人が申請すること ができるものとする。

2 申請を受理した日が、当該年度の3月1日以降の場合は、翌年度に当事業 が予算措置された場合に限るとの条件を付して、翌年度に申請されたものとし て受理するものとする。

## (第7条~第13条 省略)

(補助金の額の確定)

- 第 14 条 知事は、前条の規定による実績報告を受理した場合は、速やかにそ | 第 14 条 知事は、前条の規定による実績報告を受理した場合は、速やかにそ の内容を審査し、支払うべき金額を確定し、当該申請者に通知するものとす る。ただし、確定した補助金の額が第10条第1項により通知した交付決定 額(第7条1号の規定による承認をした場合は、その承認した額)と同額で ある場合は、この限りでない。
  - 2 知事は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にそ の額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返 環を命ずるものとする。
  - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、 期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間 に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとす る。

(補助金の支払<del>↓</del>)

第15条 補助金は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(第16条 省略)

(補助金の返還等)

- 第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更させ、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。
- (1)申請者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若し くは指示に違反した場合
- (2) 申請者が補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 申請者が補助対象事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部 を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助対象事業の目的を達成し得なかったとき、又は補助対象事業の実施 が不適切であると認められるとき。
- (6) 申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
- 2 知事は、前項の取消しをした場合は、別記第9号様式による高知県犯罪被 害者等支援事業費補助金交付取消通知書により交付の決定の取消しを通知 するとともに、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されている

(補助金の支払い)

第15条 補助金は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(第16条 省略)

(補助金の返還等)

- 第17条 知事は、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の 決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更させ、補助対象事業の当該取 消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めて 補助金を返還させることができる。
- (1)申請者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若し くは指示に違反した場合
- (2) 申請者が補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3)申請者が補助対象事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部 を継続する必要がなくなった場合
- (5)補助対象事業の目的を達成し得なかったとき、又は補助対象事業の実施が不適切であると認められるとき。
- (6) 申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
- 2 知事は、前項の取消しをした場合は、別記第9号様式による高知県犯罪被 害者等支援事業費補助金交付取消通知書により交付の決定の取消しを通知 するとともに、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されている

ときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、第1項第1号から第3号までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還期限及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(第18条~第19条 省略)

# 附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第3号、第12条、第17条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

#### 附則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

# 附則

この要綱は、令和4年2月18日から施行する。

ときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、第1項第1号から第3号までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還期限及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(第18条~第19条 省略)

### 附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第3号、第12条、第17条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

#### 附則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

(別表第1 (第3条、第4条及び第5条関係)表1~表2 省略)

別表第1 (第3条、第4条及び第5条関係)

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費
(3) 再提訴費用の	1 死亡した	再提訴に要する次に掲げる経費
補助	犯罪被害者の	1 再提訴するときに裁判所に対し支
	遺族	払う経費を対象とし、その額は民事訴訟
(令和3年4月1日	2 重傷病を	費用等に関する法律(昭和46年法律第
以降に犯罪被害者又	負った犯罪被	41 号)の規定に基づき計算した額とす
は遺族が犯罪被害に	害者又は性犯	る。
係る加害者に対する	罪被害者	
損害賠償請求権の <u>消</u>		
滅時効を更新させる		
時効消滅を中断させ		
<del>る</del> ために行う再度の		
民事訴訟の提起に要		
する費用の一部を補		
助する。)		

(別表第1表3備考 省略)

(別表第2(第8条、第9条、第17条関係) 省略)

(第1号様式~第1号様式 別紙1 省略)

(別表第1 (第3条、第4条及び第5条関係)表1~表2 省略)

別表第1 (第3条、第4条及び第5条関係)

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費		
(3) 再提訴費用の	1 死亡した	再提訴に要する次に掲げる経費		
補助	犯罪被害者の	1 再提訴するときに裁判所に対し支		
	遺族	払う経費を対象とし、その額は民事訴		
(令和3年4月1日	2 重傷病を	訟費用等に関する法律(昭和 46 年法		
以降に犯罪被害者又	負った犯罪被	律第41号)の規定に基づき計算した		
は遺族が犯罪被害に	害者又は性犯	額とする。		
係る加害者に対する	罪被害者			
損害賠償請求権の時				
効消滅を中断させる				
ために行う再度の民				
事訴訟の提起に要す				
る費用の一部を補助				
する。)				

(別表第1表3備考 省略)

(別表第2(第8条、第9条、第17条関係) 省略)

(第1号様式~別紙1 省略)

第1号様式 別紙2			第1号様式 別紙2		
1 生活資金の補助			1 生活資金の補助		
申請者は、次に掲げる書類を添えて申請することとする。			申請者は、次に掲げる書類を添えて申請することとする。		
	□補助金交付申請書(第1号様式)			□補助金交付申請書(第1号様式)	
	□犯罪被害申告書(別紙1)			□犯罪被害申告書(別紙1)	
	□内訳書兼実績報告書(第6号様式 生活資金の補助)			□内訳書兼実績報告書(第6号様式 生活資金の補助)	
	□被害者(遺族の場合は申請者)が犯罪被害の原因となる犯罪行			□被害者(遺族の場合は申請者)が犯罪被害の原因となる犯罪行	
	為が行われたときにおいて、高知県内に住所を有していたこと			為が行われたときにおいて、高知県内に住所を有していたこと	
	を証明する書類			を証明する書類	
	(住民票の写し、戸籍の附票等)			(住民票の写し、戸籍の附票等)	
	□申請者に係る所得証明書			□申請者に係る所得証明書	
共通	□犯罪被害に遭ったことによってかかった経費が <u>分かる</u> 書類(領		共通	□犯罪被害に遭ったことによってかかった経費がわかる書類(領	
	収証、納品書等)			収証、納品書等)	
	□犯罪被害に遭った事実を認めることができる書類			□犯罪被害に遭った事実を認めることができる書類	
	□県税について滞納のないことが <u>分かる</u> 書類			□県税について滞納のないことがわかる書類	
	(納税証明書 県税の滞納義務がない場合は、その旨の申立書)			(納税証明書 県税の滞納義務がない場合は、その旨の申立書)	
	□希望振込口座の金融機関名、口座番号及び名義人を確認するこ			□希望振込口座の金融機関名、口座番号及び名義人を確認するこ	
	とができる通帳の写し			とができる通帳の写し	
	《代理人申請の場合》			《代理人申請の場合》	
	□委任状			□委任状	
死亡した	□犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪の死亡の		死亡した	□犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪の死亡の	
犯罪被害	事実及び死亡の年月日を証明することができる書類		犯罪被害	事実及び死亡の年月日を証明することができる書類	
者の遺族	□申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その		者の遺族	□申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その	
	他地方公共団体の長が発行する証明書			他地方公共団体の長が発行する証明書	

	《婚姻届未提出の場合》	·	《婚姻届未提出の場合》
	□申請者と犯罪被害者が事実上婚姻関係にあったことを証明する	,    '	□申請者と犯罪被害者が事実上婚姻関係にあったことを証明する
	書類	,    '	書類
	(住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の	,    '	(住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の
	申述書等)	,    '	申述書等)
死亡した	《申請者が配偶者以外の場合》	死亡した	《申請者が配偶者以外の場合》
犯罪被害	□第1順位遺族であることが証明することができる書類	犯罪被害	□第1順位遺族であることが証明することができる書類
者の遺族	(先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は	者の遺族	(先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は
	抄本)	,    '	抄本)
	《申請者が生計維持遺族である場合》	,    '	《申請者が生計維持遺族である場合》
	□当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおい	,    '	□当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおい
	て、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認め	,    '	て、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認め
	ることができる書類	,    '	ることができる書類
	□その他知事が必要があると認める書類		□その他知事が必要があると認める書類
	□重傷病・精神疾患及び性被害に該当することが証明できる医師		□重傷病・精神疾患及び性被害に該当することが証明できる医師
	の診断書		の診断書
重傷病を	診断書は、受傷日、療養期間、入院日数及び病名が明記され	重傷病を	診断書は、受傷日、療養期間、入院日数及び病名が明記され
負った犯	たものであること。	負った犯	たものであること。
罪被害者	ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は	罪被害者	ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は
又は性犯	要せず、その症状の程度が通算何日以上労務に服することがで	又は性犯	要せず、その症状の程度が通算何日以上労務に服することがで
罪被害者	きないものであるかが明記されたものであること。また、性犯	罪被害者	きないものであるかが明記されたものであること。また、性犯
	罪被害に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その		罪被害に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その
	症状の程度及び療養期間について明記されたものであること。		症状の程度及び療養期間について明記されたものであること。
	□その他が知事が必要があると認める書類	,	□その他が知事が必要があると認める書類

2 転居費用の補助		2 転居費用の補助		
申請者は、次に掲げる書類を添えて申請することとする。		申請者は、次に掲げる書類を添えて申請することとする。		
	□補助金交付申請書(第1号様式)	共通	□補助金交付申請書(第1号様式)	
	□犯罪被害申告書(別紙1)		□犯罪被害申告書(別紙1)	
	□内訳書兼実績報告書(第7号様式 転居費用の補助)		□内訳書兼実績報告書(第7号様式 転居費用の補助)	
	□被害者(遺族の場合は申請者)が犯罪被害の原因となる犯罪行		□被害者(遺族の場合は申請者)が犯罪被害の原因となる犯罪行	
	為が行われたときにおいて、高知県内に住所を有していたこと		為が行われたときにおいて、高知県内に住所を有していたこと	
	を証明する書類		を証明する書類	
	(住民票の写し、戸籍の附票等)		(住民票の写し、戸籍の附票等)	
	□申請者に係る所得証明書		□申請者に係る所得証明書	
	□従前の住居及び転居後の住居が <u>分かる</u> 書類(住民票の写し)		□従前の住居及び転居後の住居がわかる書類(住民票の写し)	
	□転居にかかった経費が <mark>分かる</mark> 書類(運送業者が作成した内訳書		□転居にかかった経費がわかる書類(運送業者が作成した内訳書	
共通	及び納品書等)		及び納品書等)	
	□犯罪被害に遭った事実を認めることができる書類		□犯罪被害に遭った事実を認めることができる書類	
	□県税について滞納のないことが <mark>分かる</mark> 書類		□県税について滞納のないことがわかる書類	
	(納税証明書 県税の滞納義務がない場合は、その旨の申立書)		(納税証明書 県税の滞納義務がない場合は、その旨の申立書)	
	□希望振込口座の金融機関名、口座番号及び名義人を確認するこ		□希望振込口座の金融機関名、口座番号及び名義人を確認するこ	
	とができる通帳の写し		とができる通帳の写し	
	《申請者が未成年の場合》		《申請者が未成年の場合》	
	□転居に関する保護者(親権者又は未成年後見人)の同意書		□転居に関する保護者(親権者又は未成年後見人)の同意書	
	《代理人申請の場合》		《代理人申請の場合》	
	□委任状		□委任状	

	1		T
	□犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪の死亡の		□犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪の死亡の
	事実及び死亡の年月日を証明することができる書類		事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
	□申請者と犯罪被害者との続柄及び同居していたことを証する戸		□申請者と犯罪被害者との続柄及び同居していたことを証する戸
	籍の謄本又は抄本、その他地方公共団体の長が発行する証明書		籍の謄本又は抄本、その他地方公共団体の長が発行する証明書
	(二親等以内であること)		(二親等以内であること)
	《婚姻届未提出の場合》		《婚姻届未提出の場合》
	□申請者と犯罪被害者が事実上婚姻関係にあったことを証明する		□申請者と犯罪被害者が事実上婚姻関係にあったことを証明する
死亡した	書類	死亡した	書類
犯罪被害	(住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等	犯罪被害	(住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等
者の遺族	の申述書等)	者の遺族	の申述書等)
	《申請者が配偶者以外の場合》		《申請者が配偶者以外の場合》
	□第1順位遺族であることが証明することができる書類		□第1順位遺族であることが証明することができる書類
	(先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は		(先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は
	抄本)		抄本)
	《申請者が生計維持遺族である場合》		《申請者が生計維持遺族である場合》
	□当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおい		□当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおい
	て、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認め		て、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認め
	ることができる書類		ることができる書類
	□その他知事が必要があると認める書類		□その他知事が必要があると認める書類
重傷病を	□精神的に従前の住居に居住し続けることが困難であることを証	重傷病を	□精神的に従前の住居に居住し続けることが困難であることを証
負った犯	する医師の診断書等	負った犯	する医師の診断書等
罪被害者	□その他知事が必要があると認める書類	罪被害者	□その他知事が必要があると認める書類
又は性犯		又は性犯	
罪被害者		罪被害者	

3 再提訴費用の補助		3 再提訴	費用の補助		
申請者は、次に掲げる書類を添えて申請することとする。		申請者は、	申請者は、次に掲げる書類を添えて申請することとする。		
	□補助金交付申請書(第1号様式)		□補助金交付申請書(第1号様式)		
	□犯罪被害申告書(別紙1)		□犯罪被害申告書 (別紙1)		
	□内訳書兼実績報告書(第8号様式 再提訴費用の補助)		□内訳書兼実績報告書(第8号様式 再提訴費用の補助)		
	□申請者(遺族の場合も含む)が申請時において、高知県民であ		□申請者(遺族の場合も含む)が申請時において、高知県民であ		
	ること証する書類 (住民票の写し、戸籍の附票等)		ること証する書類(住民票の写し、戸籍の附票等)		
	□申請者に係る所得証明書		□申請者に係る所得証明書		
	□再提訴の原因となった民事訴訟における判決書等債務名義が <mark>分</mark>		□再提訴の原因となった民事訴訟における判決書等債務名義がわ		
	<u>かる</u> もの		かるもの		
共通	(損害賠償請求権を得た当初の判決書(全文)の写し)	共通	(損害賠償請求権を得た当初の判決書(全文)の写し)		
	□再提訴の判決書(全文)の写し		□再提訴の判決書(全文)の写し		
	□刑事事件の判決書(事件番号、事件名、被告)の写し		□刑事事件の判決書(事件番号、事件名、被告)の写し		
	□再提訴に要した経費が <u>分かる</u> 書類(印紙代の領収証等)		□再提訴に要した経費がわかる書類 (印紙代の領収証等)		
	□県税について滞納のないことが <mark>分かる</mark> 書類		□県税について滞納のないことがわかる書類		
	(納税証明書 県税の滞納義務がない場合は、その旨の申立書)		(納税証明書 県税の滞納義務がない場合は、その旨の申立書)		
	□希望振込口座の金融機関名、口座番号及び名義人を確認するこ		□希望振込口座の金融機関名、口座番号及び名義人を確認するこ		
	とができる通帳の写し		とができる通帳の写し		
	《代理人申請の場合》		《代理人申請の場合》		
	□委任状		□委任状		
死亡した	□申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その	死亡した	□申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その		
犯罪被害	他地方公共団体の長が発行する証明書	犯罪被害	他地方公共団体の長が発行する証明書		
者の遺族	□その他知事が必要があると認める書類	者の遺族	□その他知事が必要があると認める書類		

	□申請者本人であることを証する書類
	□重傷病・精神疾患及び性被害に該当することが証明できる医師
重傷病を	の診断書
負った犯	診断書は、受傷日、療養期間、入院日数及び病名が明記され
罪被害者	たものであること。
又は性犯	ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は
罪被害者	要せず、その症状の程度が通算何日以上労務に服することがで
	きないものであるかが明記されたものであること。また、性犯
	罪被害に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その
	症状の程度及び療養期間について明記されたものであること。
	□その他知事が必要があると認める書類
1	

□申請者本人であることを証する書類

重傷病を 負った犯 罪被害者

又は性犯 罪被害者 の診断書

□重傷病・精神疾患及び性被害に該当することが証明できる医師

診断書は、受傷日、療養期間、入院日数及び病名が明記され たものであること。

ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は 要せず、その症状の程度が通算何日以上労務に服することがで きないものであるかが明記されたものであること。また、性犯 罪被害に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その 症状の程度及び療養期間について明記されたものであること。

□その他知事が必要があると認める書類

(第2号様式~第9号様式 省略)

(第2号様式~第9号様式 省略)